

平成 29 年 7 月九州北部豪雨 被災者支援制度のお知らせ

(平成 29 年 8 月 25 日現在)

平成 29 年 7 月九州北部豪雨による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

皆様の生活再建のために主な支援制度をまとめましたので、ご利用ください。

- 掲載する支援制度の情報については、随時変更・追加します。
- 支援制度の詳細なことは、お気軽に各窓口までお問合わせください。

朝 倉 市

目 次

～各種支援制度をご利用になる前に～	り災証明書の交付は受けましたか？	P 1
1	被災者の生活再建支援金の支給	P 2
2	災害弔慰金の支給	P 2
3	災害障害見舞金の支給	P 3
4	災害見舞金の支給	P 3
5	災害援護資金の貸付	P 4
6	生活福祉資金の特例貸付	P 4
7	母子父子寡婦福祉資金の貸付（住宅資金）	P 5
8	被災住宅の応急修理	P 5
9	障害物の除去	P 6
10	被災者のための住宅提供	P 6
11	住宅の建設、補修等の融資	P 8
12	国税の減免等	P 8
13	県税の減免等	P 8
14	市税、保険料等の減免等	P 9
15	保育料、学童保育料の減免	P 10
16	水道料金、下水道料金の減免等	P 11
17	公共料金の減免措置等	P 11
18	住民票等の発行手数料の減免	P 12
19	教科書及び学用品の給与	P 13
20	被災遺児等への一時金の給付	P 13
21	私立学校に在籍する被災生徒の授業料軽減	P 13
22	奨学金の緊急採用、返還猶予期限、JASSO支援金の受付	P 14
23	農林漁業関係の災害復興	P 14
24	中小企業等を対象とした相談窓口	P 15
25	労働・雇用面の相談	P 16
26	医療機関の受診	P 17
27	こころの悩みや健康に関する相談	P 17
28	DV、セクハラ等に関する相談	P 17
29	法律相談等の窓口	P 18
30	運転免許証の再交付	P 18
31	預金通帳、印鑑等を紛失した場合の預貯金等の払戻し	P 18
32	年金手帳等を紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	P 19
33	登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合	P 19
34	住宅ローンの返済	P 19
35	損害保険の適用等	P 20
36	生命保険の契約内容	P 20
37	災害ボランティアの派遣	P 20

～各種支援制度をご利用になる前に～ り災証明書の交付は受けましたか？

(問い合わせ先) 税務課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-158)
農業振興課 ☎ 0946-52-1427

り災証明書は、住宅等の建物や農業施設、農業機械等が災害の被害にあったことを証明する書類です。

支援金や見舞金の支給、税等の減免、各種融資の申請、農業関係の補助事業等、被災者に対する各種支援制度を利用するときに、り災証明書が必要になる場合があります。

【住家、非住家関係】

(1) 交付場所

朝倉市役所本庁税務課、朝倉支所市民窓口係、杷木支所市民窓口係

(2) 交付受付時間

8時30分から17時まで

(3) 交付申請の方法

印鑑、本人確認ができる書類（運転免許証等）、被害状況が分かる写真をもって窓口で申請して下さい。

【農業施設、農業機械関係】

(1) 交付場所

朝倉支所農業振興課

(2) 交付受付時間

8時30分から17時まで

(3) 交付申請の方法

印鑑、本人確認ができる書類（運転免許証等）、被害状況が分かる写真をもって窓口で申請して下さい。

※ 注意事項

- ・ 交付申請後、現地確認を行いその調査に基づき証明書を交付します。
- ・ 申請受付当日には発行できませんので、ご了承ください。
- ・ 紛失した場合は、住民情報の聞き取りによる本人確認をします。
- ・ 写真がない場合は、口頭で被害の状況を聞き取りします。

1. 被災者の生活再建支援金の支給

(問合わせ先) 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-22-1111(内線 61-114)

今回の災害で、住宅が著しい被害を受けた方の生活再建のための支援金が支給されます。

(1) 対象

- ア. 住宅が全壊した世帯
- イ. 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ. 危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ. 住宅が大規模半壊した世帯

(2) 支給額

- ア. 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）
 - 全壊、解体、長期間の居住不能 100万円
 - 大規模半壊 50万円
- イ. 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）
 - 建設・購入 200万円
 - 補修 100万円
 - 賃貸（公営住宅以外） 50万円

※単身世帯は、上記の3/4の額

2. 災害弔慰金の支給

(問合わせ先) 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-22-1111(内線 61-114)

今回の災害で、お亡くなりになられた方（遺族）に災害弔慰金を支給します。

(1) 受給遺族

- ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- イ. アのいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

(2) 支給額

- ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円
- イ. その他の者が死亡した場合 250万円

3. 災害障害見舞金の支給

(問合わせ先) 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-22-1111(内線 61-114)

今回の災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた方に災害障害見舞金を支給します。

(1) 受給者

重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方

(2) 支給額

ア. 生計維持者の場合	250万円
イ. その他の者の場合	125万円

4. 災害見舞金の支給

(問合わせ先) 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-22-1111(内線 61-114)

今回の災害で、被災された方に災害見舞金を支給します。

(1) 支給額【福岡県分】

ア. 死亡の場合	20万円
イ. 重症の場合	10万円～4万円
ウ. 住宅が全壊の場合	10万円
エ. 住宅が半壊の場合	5万円
オ. 住宅が床上浸水の場合	3万円

※ア、イについて、上記2. 災害弔慰金、3. 災害障害見舞金を受給する場合は支給されない。

※ウ、エ、オについて、単身世帯は上記の半額を支給。

※重症の場合の支給額は、要治療見込日数で異なる。

(2) 支給額【朝倉市分】

住宅が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の場合
一律10万円

5. 災害援護資金の貸付

(問合わせ先) 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-22-1111(内線 61-114)

今回の災害で、世帯主が負傷した場合又は住宅・家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

- (1) 対象 (所得制限あり)
 - ア. 世帯主が1か月以上の負傷
 - イ. 家財の1/3以上の損失
 - ウ. 住宅の滅失、流出、全壊
 - エ. 住宅の半壊
- (2) 貸付限度額 最高 350万円
- (3) 償還期間 10年(据置期間3年を含む)
- (4) 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)

※ 市で年3%の利子に対する助成を行います。実質利率が0%になります。

6. 生活福祉資金の特例貸付

(問合わせ先) 朝倉市社会福祉協議会 ☎ 0946-22-7834

災害によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、小口資金等の貸付を行います。

【緊急小口資金】

- (1) 貸付額 10万円以内
- (2) 償還期限 据置期間(2カ月以内)終了後、12カ月以内
- (3) 貸付利子 無利子

【福祉費】

- (1) 貸付限度額 150万円以内(住宅補修費用は250万円以内)
- (2) 償還期限 据置期間(6カ月以内)終了後、7年以内
- (3) 貸付利子 連帯保証人ありの場合 無利子
連帯保証人なしの場合 1.5%

※5. 災害援護資金の対象となる世帯は、貸付の対象となりません。

7. 母子父子寡婦福祉資金の貸付（住宅資金）

（問合わせ先） 朝倉市子ども未来課 ☎ 0946-22-1111（内線 61-126）

今回の災害により、家財の破損、住宅の全壊、半壊又はこれらに準ずる被害を受けた母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対して、住宅資金の貸付等を行います。

- （1）貸付限度額 200万円（特別）
- （2）償還期間 据置期間6カ月後、7年以内（特別）
- （3）貸付利率 連帯保証人ありの場合 無利子
連帯保証人なしの場合 年1.0%

- ※ 据置期間を被災の程度に応じ2年を超えない範囲で延長可能です。
- ※ 災害のため、貸付を受けた者が支払期日に償還することが困難になった場合には支払を猶予します。

8. 被災住宅の応急修理

（問合わせ先） 朝倉市都市計画課 ☎ 0946-22-1115

今回の災害で、住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

- （1）対象（以下の全てを満たす方）
 - ア. 住家が半壊し自らの資力では応急修理ができない方又は住が大規模半壊した方
 - イ. 応急修理により、避難所への避難を要しなくなると見込まれる方
 - ウ. 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借り上げを含む）を利用しない方
- （2）応急修理の範囲
居室、台所、トイレ等の生活上欠くことができない場所
- （3）費用の限度額
1世帯当たり 574,000円以内

- ※ 全壊の場合は、応急修理により居住が可能であれば対象。

9. 障害物の除去

(問合わせ先) 朝倉市都市計画課 ☎ 0946-22-1115

今回の災害で、住宅が半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯に対して、被災した住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等を、市が業者に依頼し、除去します。

- (1) 対象 (以下の全てを満たす方)
 - ア. 住家が半壊又は床上浸水した方
 - イ. 障害物の除去により、避難所への避難を要しなくなると見込まれる方
 - ウ. 応急仮設住宅 (民間賃貸住宅借り上げを含む) を利用しない方
- (2) 除去の範囲
 - 居室、台所、トイレ等の生活上欠くことができない場所
- (3) 費用の限度額
 - 1世帯当たり 135,100円以内

※ 住家の入口が塞がれている場合等は、玄関周り等も除去の範囲となる。

10. 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

(問合わせ先) 朝倉市都市計画課 ☎ 0946-22-1115(内線 61-236)

今回の災害により住宅に被害を受けた方に対し公営住宅等を提供しています。詳しくは、次の問い合わせ先にご相談ください。

- (1) 市営住宅
 - 朝倉市都市計画課 (市役所本庁舎 2階) 0946-22-1115 (内線 61-236)
- (2) 県営住宅等
 - 福岡県県営住宅課 092-643-3870

※近隣の市町村営住宅の提供については、各市町村にお問い合わせください。

【応急仮設住宅】

(問合わせ先) 朝倉市都市計画課 ☎ 0946-22-1115(内線 61-236)

朝倉市にお住まいで、今回の災害により住居が全壊又は流出するなど、居住する住宅がない世帯を対象に福岡県が建設する応急仮設住宅を提供します。

(1) 朝倉市の応急仮設住宅

- ア. 建設戸数 78戸 (木造)
- イ. 建設場所 杷木小学校運動場 (48戸)
朝倉ゲートボール場 (4戸)
みんなの広場 (26戸)
- ウ. 住宅規模 1戸あたり約20～40平方メートル
- エ. 入居予定 杷木小学校運動場40世帯分 8月19日～ (予定)
その他38世帯分 9月下旬頃～ (予定)
- オ. 入居 最長2年
- カ. 家賃等 家賃、敷金はなし。但し、光熱水費、共益費は自己負担。

※ 入居申込は終了しました。

※ 7月31日～8月6日の間に受け付けた入居希望をもとに最終的な建設場所と戸数を決定し、応急仮設住宅への入居希望者全員が入居できるようになりました。

【民間賃貸住宅の借り上げ (みなし仮設住宅)】

(問合わせ先)	朝倉市都市計画課	☎ 0946-22-1115
	朝倉市杷木支所	☎ 0946-63-3077
	福岡県県営住宅課	☎ 092-643-3870

今回の災害により住宅が全壊等の被害を受け、自らの資金では住居が確保できない方は、福岡県が借り上げた民間賃貸住宅の提供を受けることができます。

(1) 対象

- ア. 平成29年7月5日時点で朝倉市に住所を有する方
- イ. 次の①～③のいずれかを満たす方
 - ①住家が全壊又は流出し、居住する住宅がない方
 - ②長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認めた方
 - ③半壊であっても被災家屋の解体撤去が必要で居住する住宅がない方
- ウ. 自らの資力では住居を確保することができない方
- エ. 上記「8. 被災住宅の応急修理」及び「9. 障害物の除去」の救助制度を利用していない方

(2) 条件等

- ア. 入居期間は、最長2年間
- イ. 家賃7万円以内 (5人以上の世帯は、9万円以内) の住宅であること
- ウ. 耐震性が確保された賃貸住宅であること。

(3) 費用負担

家賃、損害保険料、退去時修繕負担金、仲介手数料は、不要です。
光熱水費や駐車場料金など上記以外の費用は、入居者の負担となります。

※ 物件情報については、最寄りの宅建業者にご相談ください。

【介助等が必要な方の旅館、ホテルでの受け入れ】

(問合わせ先) 朝倉市健康課 ☎ 0946-22-8571

今回の災害により住宅に被害を受け、避難所で生活されている要介護・要支援の高齢者、障がい者、妊産婦など特別な配慮が必要な方とその介護者を旅館、ホテル等で受け入れています。

11. 住宅の建設、補修等の融資

(問合わせ先) 住宅金融支援機構 ☎ 0120-086-353(通話料無料)

今回の災害で、住宅に被害を受けた方に対して、建設資金、購入資金又は補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。

※ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っています。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

12. 国税の減免等

(問合わせ先) 甘木税務署 ☎ 0946-22-2720

- 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

13. 県税の減免等

(問合わせ先) 久留米県税事務所 ☎ 0942-30-1012

- 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置があります。

14. 市税、保険料等の減免等

【市県民税】

(問合わせ先) 朝倉市税務課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-160)

住宅や家財または事業に損害を受けた場合で、平成 28 年中の合計所得額が 1,000 万円以下の方については、減免できる場合があります。

【固定資産税】

(問合わせ先) 朝倉市税務課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-160)

住宅等に被害を受けた場合に減免できる場合があります。

【国民健康保険税】

(問合わせ先) 朝倉市保険年金課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-152)

住宅等に損害を受けた場合で、平成 28 年中の合計所得額が 1,000 万円以下の方については、減免できる場合があります。ただし、被害状況や損害保険金などの補てん額によっては該当とならない場合があります。

【後期高齢者医療制度の保険料】

(問合わせ先) 朝倉市保険年金課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-183)

住宅等に損害を受けた場合、保険料を減免できる場合があります。ただし、被害状況や損害保険金などの補てん額によっては該当とならない場合があります。

【介護保険料】

(問合わせ先) 朝倉市介護サービス課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-201)

住宅等に損害を受けた場合、保険料を減免できる場合があります。

【国民年金保険料】

(問合わせ先) 朝倉市保険年金課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-138)
南福岡年金事務所 ☎ 092-552-6112

被災によって国民年金保険料の納付が困難であるときは、災害による特例免除を受けられる場合があります。

【介護サービスの利用者負担額】

朝倉市介護サービス課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-261)

介護保険サービスの利用者または扶養義務者が災害等により費用の利用者負担が困難となった場合は、保険者が利用者負担分を減額または免除する制度があります。

【社会福祉施設の入所費用】

朝倉市介護サービス課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-229)

養護老人ホーム、軽費老人ホームの入所者または扶養義務者が災害等により費用負担が困難になった場合には、当該年の収入に基づいて費用徴収額を決定することができます。(軽費老人ホームについては、事務費のみ対象)

【国民健康保険医療費一部負担金】

朝倉市保険年金課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-152)

被災被保険者が国民健康保険の療養の給付を受けるときは、一部負担金の減免及び徴収猶予ができる場合があります。ただし、被害状況や損害保険金などの補てん額によっては該当とならない場合があります。

【後期高齢者医療制度医療費一部負担金】

朝倉市保険年金課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-150)

被災被保険者が後期高齢者医療制度の療養の給付を受けるときは、一部負担金の減免及び徴収猶予ができる場合があります。ただし、被害状況や損害保険金などの補てん額によっては該当とならない場合があります。

15. 保育料、学童保育料の減免

【保育料】

(問合わせ先) 朝倉市子ども未来課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-115)

災害により保護者が居住する家屋に損害を受けた場合、保育料を減免できる場合があります。

【学童保育料】

(問合わせ先) 朝倉市子ども未来課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-126)

災害により児童が居住する家屋に損害を受けた場合、学童保育料を減免できる場合があります。

16. 水道料金、下水道料金の減免等

【水道料金】

(問合わせ先) 朝倉市水道課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-514)

- (1) 対象
杷木地域で水道を使用している全ての世帯
- (2) 水道料金の減免等
 - ア. 7月分(6月検針分～7月検針分) 請求を保留しています
 - イ. 8月分(7月検針分～8月検針分) 請求はしません

※ 今後の減免については、決定次第お知らせします。

【下水道使用料金】

(問合わせ先) 朝倉市下水道課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-536)

- (1) 対象
下水道使用者又は市設置型合併浄化槽使用者(寄附採納済分含む)
- (2) 要件(次のいずれかに該当する世帯)
 - ア. 今回の災害により、家屋、下水道、浄化槽が被災した世帯
 - イ. 道路の寸断、避難指示等により自宅での生活ができない、またはできなかった世帯
 - ウ. 上水道が断水した世帯
 - エ. 長期停電により断水した世帯
- (3) 減免の対象となる期間
平成29年7月分から使用できなかった期間
- (4) 減免申請の期限
平成29年12月28日(木)まで

※ 市設置型とは、市に使用料を払い設置している浄化槽のことです。

※ 減免申請の方法については、下水道課へお問い合わせください。

17. 公共料金の減免措置等

- 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被

災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

【電気】

九州電力では、朝倉市及び隣接地域において、電気料金の支払期日の延長、家屋再建のための工事費負担金の免除、使用不能電気設備の基本料金の免除等を実施しています。最寄りの営業所に申込ください。

九州電力甘木営業所	☎ 0120-986-208
-----------	----------------

【電話】

各電話会社において、朝倉市の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長（1か月程度）等の支援措置を実施しています。

NTT西日本	料金問合せ受付	116、0800-2000-116
NTTドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし) 151 (通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000 (通話料無料)
au	au携帯電話から	(局番なし) 157 (通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111 (通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし) 157 (通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157 (通話料無料)

【NHK受信料】

NHKでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、平成29年7月及び8月分の受信料が免除になります。

NHK	0570-077-077 (9:00~20:00)
-----	---------------------------

18. 住民票等の発行手数料の減免

(問合わせ先) 朝倉市市民課 ☎ 0946-22-1111(内線 61-136)

今回の災害で被災された方が生活再建のため住民票、戸籍、印鑑証明等の証明書類を必要とする場合、それらの発行手数料を全額減免します。

- ※ り災証明書を提示してください。
- ※ 印鑑登録証がない場合は、本人確認のうえ再登録が必要です。

19. 教科書及び学用品の給与

(問合わせ先) 朝倉市教育委員会教育課 ☎ 0946-22-2333

今回の災害で、住宅が被害を受けた児童、生徒に対して、教科書及び学用品を支給します。

(1) 対象

住家が全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 支給対象品目

ア. 教科書及び正規の教材

イ. 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、絵具、クレヨン、定規等）

ウ. 通学用品（運動靴、体操着、傘、長靴、笛、裁縫道具等）

※ 現物支給となります。

※ 在籍する学校を経由して申請書の提出が必要になります。

20. 被災遺児等への一時金の給付

(問合わせ先) あしなが育英会奨学課 ☎ 0120-77-8565

○ あしなが育英会では、今回の災害で親をなくした遺児への特別一時金の支給、同会奨学生への住宅被害一時金の給付を行っています。

特別一時金は、今回の災害で保護者が死亡または著しい障害（1～5級）を負った方で、24歳未満の未就学児、小中学生、高校生、浪人生、大学・短期大学・専修学校・各種学校・大学院生及び18歳以下で就学・就労していない人が対象です。

21. 私立高校に在籍する被災生徒の授業料軽減

(問合わせ先) 在学する学校または福岡県私学振興課私学第三係 ☎ 092-643-3139

○ 被災生徒が、福岡県内の私立高校に在籍している場合、授業料軽減補助金が支給されます。

対象となる生徒は、以下のとおりです。

① 自宅が全壊又は半壊した世帯の生徒

② 農地・店舗等の損壊、長期避難による事業の休止等の理由で、市町村発

行の課税証明書の課税標準額から被害額を差し引いた額が 0 円以下となる世帯の生徒

22. 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO 支援金の受付

(問合わせ先) 在学する学校、福岡県教育文化奨学財団 ☎ 092-641-7326

- 独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。
緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。
- 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して JASSO 支援金 (10 万円 (返還不要)) の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。
- 福岡県教育文化奨学財団では、今回の災害により家計が急変した高校生に対し、奨学金の貸与を行っています。詳しくは、同財団福岡支所 (092-641-7326) または在学している高校の事務局にお尋ねください。

23. 農林漁業関係の災害復興

(問合わせ先) 各窓口

- 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 福岡支店	092-451-1780
農林中央金庫 福岡支店	092-271-2113

- 農林水産業に関する支援制度 (融資、共済、災害復旧工事等)、技術対策については、以下の窓口で相談を受け付けています。

【各種支援制度について】

農業、林業の支援制度 (融資、共済、災害復旧工事等)	朝倉農林事務所 (総務課)	0946-22-2730
水産業の支援制度 (融資、共済等)	水産局漁業管理課	092-643-3554
水産業の支援制度 (災害復旧工事)	水産局水産振興課	092-643-3565

【技術対策について】

農業の技術対策	朝倉普及指導センター	0946-22-2551
水産業の技術対策	水産海洋技術センター内水面研究所	0946-52-3218

- 朝倉市では、災害を受けた田・畑・農道・水路等の機能回復を目的として、原型に復旧する農地・農業用施設災害復旧工事を行うことができます。

朝倉支所農林課（0946-52-1115）で、被害報告の受付を行っています。

※ 被害報告締切日：平成29年9月8日（金）

事業には採択要件がありますので職員が現地を確認します。なお、事業費に応じ以下の分担金が必要です

【国庫補助災害復旧事業】

農地：事業費から補助金額を差し引いた額の3割

農業用施設：事業費から補助金額を差し引いた額の2割

【市単独災害復旧事業】

農地：事業費の2割

農業用施設：事業費の1割

※ 市単独災害復旧事業については、市独自支援として、今回の災害に限り分担金の率を引き下げています。（農地：3割→2割、農業用施設：2割→1割）

- 農業共済（NOSAI）に加入されている方は、災害により収穫の減少等があった場合、共済金が支払われます。

詳しくは、以下の窓口にお尋ねください。

NOSAI 筑後川流域	0946-22-3645
-------------	--------------

24. 中小企業者を対象とした相談窓口

(問合わせ先) 各窓口

- 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。

※ 詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

福岡支店（国民生活事業 092-411-9111、中小企業事業 092-431-5296）

久留米支店（国民生活事業 0942-34-1212）

【福岡県】

福岡県商工部中小企業振興課金融係 092-643-3424

福岡中小企業振興事務所 092-622-1040

久留米中小企業振興事務所 0942-33-7228

【福岡県信用保証協会】 092-415-2604

【商工組合中央金庫】

福岡支店 092-712-6551

久留米支店 0942-35-3381

【朝倉商工会議所】 0946-22-3835

【福岡県商工会連合会】 092-622-7708

【福岡県中小企業団体中央会】 092-622-8780

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 九州本部 092-263-1500

【九州経済産業局 産業部 中小企業課】 092-482-5447

【中小企業庁】 福岡県よろず支援拠点 092-622-7809

25. 労働・雇用面の相談

(問合わせ先) 各窓口

- 朝倉市において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。
- 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。
 - ※ 詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。
 - ・福岡労働局職業安定部職業安定課 092-434-9801
 - ・朝倉公共職業安定所 0946-22-8609
- 災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金が利用できません。
- 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。
 - ※ 詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。
 - ・福岡労働局職業安定部福岡助成金センター 092-411-4701

26. 医療機関の受診

(問合わせ先) 各医療保険者又は各医療機関
市保険年金課 ☎ 0946-22-1111 (内線 61-153)

- 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

※ 詳しくは、医療保険者(健保は協会けんぽ、国保は市保険年金課)、各医療機関にお問い合わせください。

27. こころの悩みや健康等に関する相談

(問合わせ先) 各窓口

- こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

- ・ 福岡いのちの電話 092-741-4343 24 時間
- ・ 福岡県精神保健福祉センター 092-582-7500 月～金 8:30～17:15 (祝日除く)
- ・ 北筑後保健福祉環境事務所 0946-22-3965 月～金 8:30～17:15 (祝日除く)
- ・ 朝倉市健康課 0946-22-8571 月～金 8:30～17:15 (祝日除く)

28. DV、セクハラ等に関する相談

(問合わせ先) 各窓口

- DVやセクハラ、避難(所)生活での困りごとに関する相談を電話でお受けしています。

- ・ 福岡県あすばる女性相談ホットライン 092-584-1266
(平日 9:00～19:00。ただし金曜日は 9:00～17:00 と 18:00～20:30。土・日・祝日は 9:00～17:00。8/13～15 を除く。)
- ・ あさくら女性ホットライン 092-513-7337 (月～金 10:00～17:00)
- ・ 男性DV被害者のための相談ホットライン 092-571-1462 (水・木 17:00～20:00。金 12:00～16:00。)
- ・ 性暴力被害者支援センター・ふくおか 092-762-0799 (24 時間・365 日。年中無休。)

29. 法律相談等の窓口

(問合わせ先)	福岡県弁護士会	092-753-6364
	九州ブロック司法書士会	0120-863-123

【福岡県弁護士会】

無料電話相談を実施しています。[13時から16時まで(土日祝日も実施)]
被災者支援制度関係、支払関係、保険の問題その他何でも気になることがあればお気軽にご相談ください。

【九州ブロック司法書士会】

九州北部豪雨無料電話相談を開設しています。
毎日16時から19時までの間、被災した家屋や土地、借地借家や賃貸借契約などについて、相談に応じています。

30. 運転免許証の再交付

(問合わせ先)	福岡試験場(福岡市南区)	092-565-5010
	北九州試験場(北九州市小倉南区)	093-961-4804
	筑豊試験場(飯塚市)	0948-26-7110
	筑後試験場(筑後市)	0942-53-5208

今回の災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができません。再交付手数料は、免除・還付されます。
り災証明書、住民票等が必要です。

31. 預金通帳、印鑑を紛失した場合の預貯金等の払戻し

(問合わせ先)	各金融機関、各保険会社等の窓口
	ゆうちょコールセンター 0120-108-420
	金融庁相談ナビダイヤル 0570-016-811

今回の災害により被災された方について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。

32. 年金手帳等を紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

(問合わせ先) 南福岡年金事務所 ☎ 092-552-6112
年金ダイヤル ☎ 0570-051-165

- 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ※ 詳しくは、年金ダイヤル (0570-051-165) [月曜 8:30～19:00、その他 平日 8:30～17:15]にお問い合わせください。
- ※ また、最寄りの年金事務所(朝倉市を管轄エリアとする年金事務所は南福岡年金事務所 092-552-6112) [平日 8時30分から 17時15分]にお問い合わせすることもできます。

33. 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

(問合わせ先) 福岡法務局朝倉支局 ☎ 0646-22-2455

- 法務局では被災した方からの土地又は建物の登記(建物が損壊した場合の登記、土地の境界の亡失)等に関する相談を受け付けています。
また、売買、相続、抵当権設定時に、登記済証(権利証)・登記識別情報を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

34. 住宅ローンの返済

(問合わせ先) 借入先の金融機関

住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。

- ※ 詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772、受付時間 9時～17時)。

35. 損害保険の適用等

(問合わせ先) ご契約の損害保険会社他

- 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ご契約の損害保険会社
 - ・そんぽ ADR センター
受付時間 9:15~17:00
ナビダイヤル 0570-022-808 (IP 電話からは 092-235-1761)
- 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・自然災害損保契約照会センター
受付時間 9:15~17:00
フリーダイヤル 0120-501-331 (IP 電話からは 03-6836-1003)

36. 生命保険の契約内容

(問合わせ先) ご契約の生命保険会社、かんぽ生命他

- 生命保険会社、かんぽ生命では、今回の災害による朝倉市の被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸(最長6か月)、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。
詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。
- 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター 0120-001-731
 - ・かんぽコールセンター 0120-552-950

37. 災害ボランティアの派遣

(問合わせ先) 朝倉市社会福祉協議会 ☎ 080-2300-3558
(朝倉市災害ボランティアセンター)

- 災害ボランティアを必要とされている方、ボランティア活動への参加を希望されている方は、朝倉市災害ボランティアセンター(旧杷木パレス・朝倉市杷木久喜宮 1594-2)にご相談ください。
- ※ 駐車場等詳細については、朝倉市ボランティアセンターホームページ、Facebook 等でお知らせしています。
- ※ 個人のボランティアについては、事前の申し込み不要。